

知っていますか？

おく がい こう こく ぶつ

屋外広告物のルール



おく がい こう こく ぶつ
屋外広告物の表示・設置には許可が必要です。

※一部には許可が不要な場合もあります。

浜松市では、良好な景観の形成や、公衆に対する危害の防止を目的として、広告物の面積や高さなどの制限を定めた浜松市屋外広告物条例を制定しています。



1

屋外広告物って何？

次の4つの要件をすべて満たすものが屋外広告物です。

- 常時または一定の期間継続して表示されるもの
(街頭などで配られるビラやチラシは含まれません。)
- 屋外で表示されるもの
(建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。)
- 公衆(不特定多数の人)に表示されるもの
(駅の構内や野球場の中など特定の人に対して表示されるものは含まれません。)
- 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物その他の工作物などに、表示または設置されたものやこれらに類するもの



2

どんなルールがあるの？

良好な景観形成と安全の確保を目的としたルールがあります。

●まちなみや自然の美しさを守るためのルール

自然豊かな地域やにぎわう繁華街など、地域の個性に応じたふさわしい景観をつくるため、4種類の規制地域を定め、それぞれの地域ごとに広告物掲出の制限基準を定めています。

※市内には該当しない地域もあります。

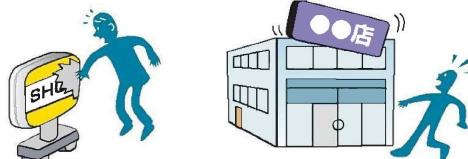
規制厳しい

規制緩やか

特別規制地域		普通規制地域	
第1種特別	第2種特別	第1種普通	第2種普通
良好な住宅地や自然・歴史環境を保全する地域等 	新幹線や高速道路の沿線など広告物が集中するおそれのある地域等 	市街地や主要な道路の沿道で、広告物を抑制する地域等 	活発な商業活動が行われている地域

●事故を防ぐためのルール

破損や倒壊・落下のおそれのあるもの、交通の安全を阻害するものは掲出できません。(禁止広告物)



3

どんな屋外広告物に許可が必要？

多くの場合、屋外広告物の掲出には許可申請が必要です。

自己敷地内に設置するもの

自家広告物

自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を表示するため、自己の住所、営業所、作業所に表示、設置する広告物



掲出広告物の総面積が一定基準を超える場合は
許可申請が必要です。

自己敷地外に設置するもの

道標・案内図

広告物に、矢印や案内図などを掲示し、誘導を図るもの



一般広告物

自家広告物や案内図に該当しないもの

許可申請が必要です。

※一般広告物は地域によって設置できない場合があります。

社会生活上最低限必要なものについては、一定基準内であれば許可申請不要です。

- 法令の規定により表示設置するもの(建築確認の表示など)
- 公職選挙法による選挙運動用のポスターや立札など
- 冠婚葬祭などの一時的な広告物
- 営利を目的としない広告物で、基準に適合するものなど

許可の基準（ⅠⅡⅢの順にご覧ください。）

Ⅰ掲出の可否及び許可申請の要否…地域により個別基準が異なります

規制地域 広告の種類	特別規制地域		普通規制地域	
	第1種	第2種	第1種	第2種
自家敷地内に設置するもの	5m ² 以内		掲出可 許可申請不要	
	10m ² 以内		掲出可 許可申請必要	
	20m ² 以内		個別基準の①～④をご確認ください。	
	20m ² 超			
自家敷地外に設置するもの	道標・案内図	1-Bのみ掲出可 許可申請必要 個別基準の1-Bをご確認ください。	掲出可 許可申請必要 個別基準の①～④をご確認ください。 注意 ※②の掲出は不可の地域あり。	
	一般広告物	掲出不可	掲出可 許可申請必要 個別基準の①～④をご確認ください。 注意 ※①②の掲出は不可の地域あり。	

Ⅱ共通基準

- 保安上必要なものを除き蛍光塗料を使用していないもの
- 著しく汚染し、退色し、又は塗料がはく離していないもの
- 裏面、側面及び脚部が、美観を損なっていないもの
- 電飾設備を有するものにあっては、昼間においても美観を損なわないもの
- 地震、風雨等により破損し、落下し、又は倒壊するおそれのない構造のもの
- 交通の妨害となるような位置に表示し、又は設置しないもの
- 信号機、道路標識その他の公共の用に供する工作物の効用を妨げないもの



注意この地域とは、100m規制地域(告示で指定する幹線道路・鉄道の両側100m以内の場所)をいいます。

野立の一般広告は禁止



Ⅲ個別基準

1 野立広告板※高さ5mを超えるものは②野立広告塔を適用

1-A 自家広告物・一般広告物の場合

第1種特別規制地域	第1種普通規制地域
第2種特別規制地域	第2種普通規制地域

高さは5m以下
面積は全面で30m²以内

面積

1-B 道標・案内図の場合

第1種特別規制地域
第2種特別規制地域

高さは5m以下
1面の面積は3m²以内
面積は全面で6m²以内

第1種普通規制地域 ※100m規制地域

高さは5m以下
1面の面積は5m²以内
面積は全面で10m²以内

第1種普通規制地域 ※100m規制地域以外
第2種普通規制地域

高さは5m以下
面積は全面で30m²以内

面積
高さ

※道標・案内図の基準については
別紙チェックシートも併せてご確認ください。

2 野立広告塔

第1種特別規制地域

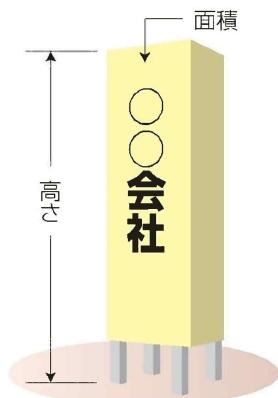
高さは10m以下
1面の面積は30m²以内

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

高さは15m以下
1面の面積は30m²以内



5 壁面突出広告

出幅は1.5m以下。
ただし、歩道がある道路では1m以下
(歩道がない道路では0.5m以下)

上端は壁面を越えないこと。

下端の高さは、歩道がある道路では
地上から2.5m以上(歩道がない道
路では4.7m以上)

第1種特別規制地域

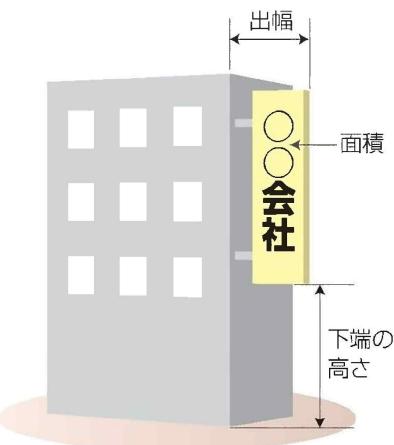
第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

1面の面積は20m²以内

第2種普通規制地域

面積による制限なし



3 壁面利用広告

- ・壁面の端から突き出さないこと
- ・窓その他開口部を覆わないこと

第1種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種特別規制地域

壁面1面の面積が300m²未満の場合

…壁面1面の1/5以内

(壁面の面積の1/5が15m²未満の場合

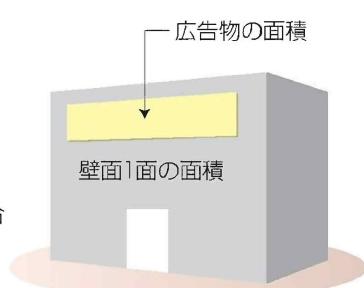
…15m²まで可)

壁面1面の面積が300m²以上の場合

…壁面1面の1/10以内

(壁面の面積の1/10が60m²未満の場合

…60m²まで可)



第2種普通規制地域

壁面1面の1/5以内

(壁面の面積の1/5が15m²未満の場合…15m²まで可)

4 屋上広告

- ・壁面から(建物の幅より横に)突き出さないこと
- ・木造建築に設置しないこと

第1種特別規制地域

広告物の高さは5m以下かつ
建物の高さの2/3以下

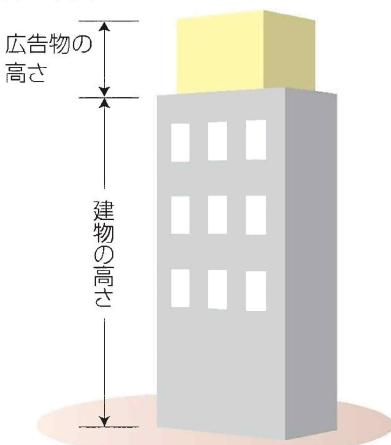
第2種特別規制地域

広告物の高さは10m以下かつ
建物の高さの2/3以下

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

広告物の高さは15m以下かつ
建物の高さの2/3以下



6 のぼり旗

第1種特別規制地域

第2種特別規制地域

第1種普通規制地域

第2種普通規制地域

1面につき2m²以内
道路端から5m以内に
設置する場合は、相互
の間隔5m以上



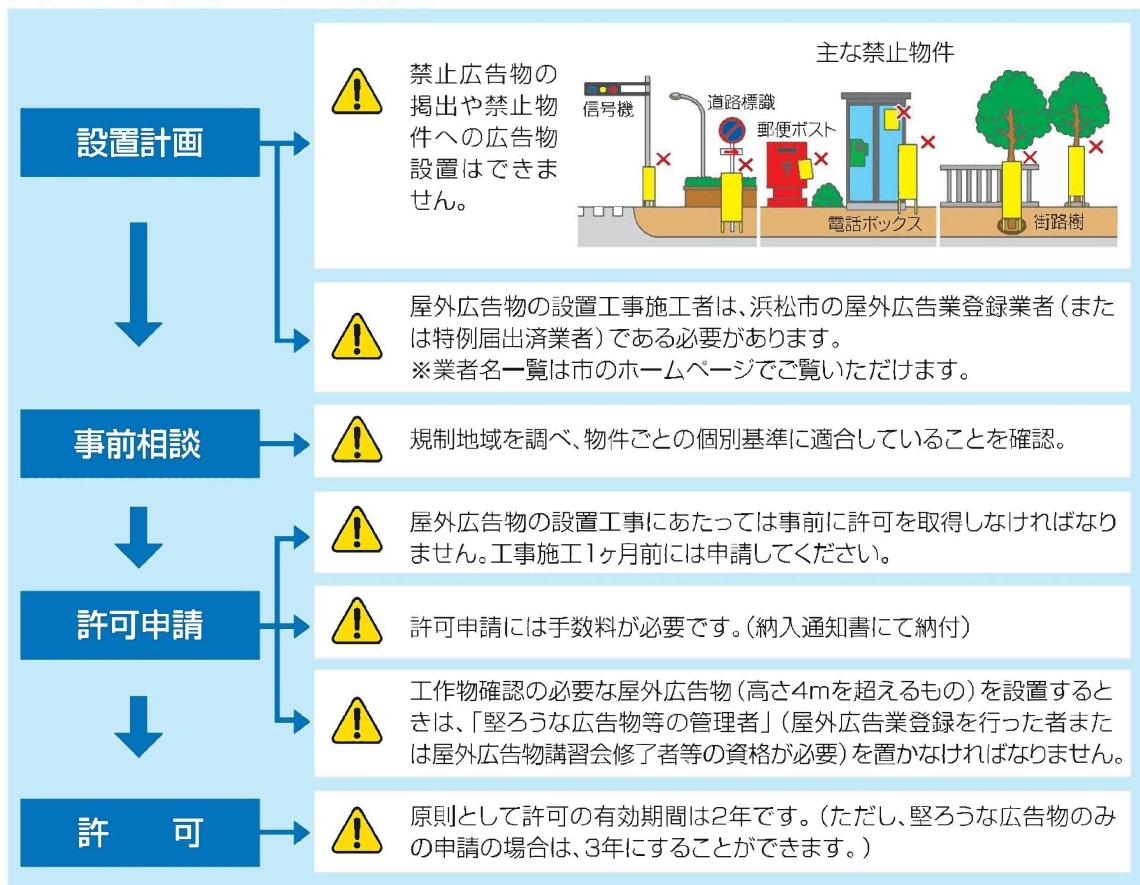
他の広告物

- 堀広告 ●アーバルーン ●電柱・街灯柱・消火栓標識柱を利用する広告物 ●乗合自動車 など

各広告物の個別基準については、申請窓口へお問い合わせください。

4

許可申請の注意点は？



5

設置後にしなければいけないことは何？

屋外広告物の設置・表示者には、安全確保のための維持管理を行う義務があるほか、物件の許可更新時や撤去時などの際に届出申請を行わなければなりません。

- 倒壊や落下の事故を防ぐため、補修その他の必要な管理を実施し、常に良好な状態を保つようにしてください。
- 許可を受けた広告物には必ず許可シールを貼って管理してください。
- 許可期間満了後も引き続き継続して掲出する場合は、満了時期を迎える前までに更新申請をしてください。
- 広告物の設置が必要でなくなったときはすみやかに物件を撤去し、除却の届出をしてください。



屋外広告業を営む方へ

浜松市内で屋外広告業を営もうとする場合には、次のいずれかの方法で屋外広告業の登録または特例の届出が必要です。

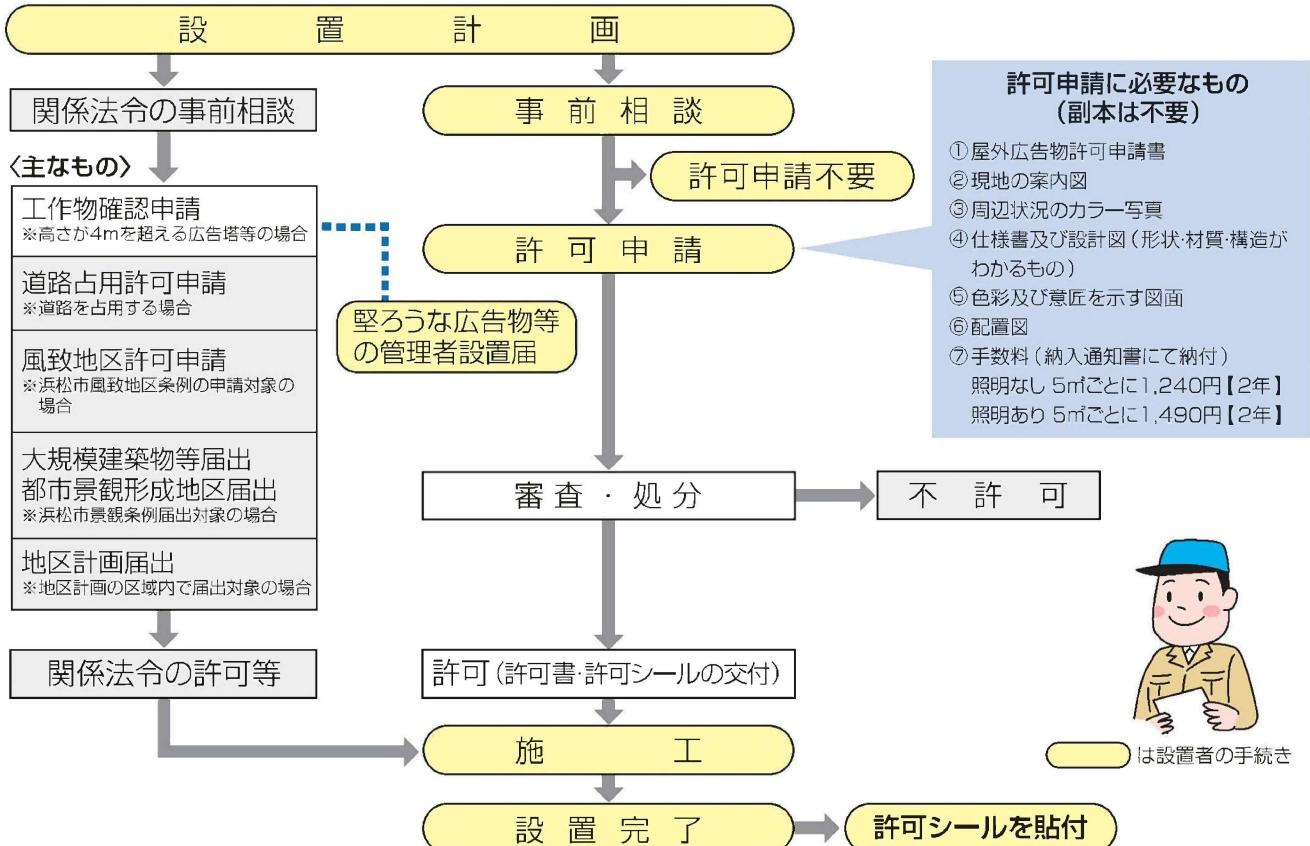
- ①浜松市域内のみの営業 → 浜松市へ登録（手数料1万円）
- ②静岡県内の他都市でも営業 → 静岡県へ登録（手数料1万円）した後、浜松市へ特例の届出（手数料不要）



屋外広告物条例に違反すると、罰金に処せられることがあります。

許可申請の手続き

新規の許可申請の流れ



こんなときは？(更新・変更・除却)

- | | | |
|------------------------------|------------------------|---|
| 許可期間が満了後も継続して広告物を掲出したい。 | 許可期間満了前に、更新の申請をしてください。 | ①屋外広告物許可期間更新申請書
②広告物のカラー写真
③屋外広告物点検報告書
④手数料(納入通知書にて納付) |
| 許可期間中に、掲出している広告物の変更・改造を行いたい。 | 変更・改造の許可申請をしてください。 | ①屋外広告物変更・改造許可申請書
②変更改造後の広告物の設計図面
③手数料(納入通知書にて納付) |
| 広告物を撤去した。 | 除却の届出をしてください。 | ①屋外広告物除却・滅失届出書
②撤去後のカラー写真 |

*広告物の設置者の住所が変更する場合など、上記以外にも届出が必要となる場合がありますので、届出事項に変更が生じる場合はお問い合わせください。

問い合わせ・申請窓口

屋外広告物の掲出場所	申請窓口	電話番号	所在地
中央区・浜名区の一部(旧北区)	土地政策課	053-457-2344	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所 本館6階
浜名区の一部(旧浜北区)・天竜区	北部都市整備事務所	053-585-1162	〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000 なゆた・浜北3階

屋外広告業の登録(特例届出)窓口は土地政策課のみとなります。

☆申請書、届出書の様式のダウンロード、条例、規則、許可基準の閲覧は市のホームページをご利用ください。

浜松市ホームページアドレス
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>

浜松市 屋外広告物

検索